

京 都 大 学 に お け る 法 人 文 書 の 管 理 に 関 す る 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学における法人文書の管理に関する規程 (平成12年達示第12号)</p> <p>(前 略) (保存期間の延長)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる法人文書については、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する法人文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 開示請求があったもの 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>2 前項に定めるもののほか、保存期間が満了した法人文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。）の文書管理者（第11条に定めるものをいう。）は、当該延長の理由及び期間を大学文書館長に届け出るものとする。当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とす</p>	<p style="text-align: center;">(保存期間の延長)</p> <p>第6条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、保存期間が満了した法人文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。）の文書管理者（第11条に定めるものをいう。）は、当該延長の理由及び期間を大学文書館長に届け出るものとする。当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とす</p>

改正前	改正後
<p>る。 (中 略) (法人文書ファイル管理簿)</p> <p>第8条 } (略) 2 } 3 管理簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成し、及びネットワーク上のデータベースとして整備して公表するとともに、閲覧所に備えて一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>4 前項の閲覧所は、<u>総務部総務課</u>に置く。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2~4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CF0 オフィス、監事支援室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(中 略) (通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 担当理事は、第6条第3項において受理した公益通報に関し本格的な調査（以下「本調査」という。）が必要か否か判断するために通報対象事実の事前調査を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(法人文書ファイル管理簿)</p> <p>第8条 } 2 } (同 左) 3 }</p> <p>4 前項の閲覧所は、<u>総長オフィス</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) 2~4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CF0 オフィス、<u>広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室</u>並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 } 2 } (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFO オフィス、監事支援室若しくは不正防止実施本部事務室（以下「事務本部の各部等」という。）又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については事務本部の各部等に行わせるものとする。</p> <p>4 調査等を実施する事務本部の各部等は、当該調査等の対象部局等と連携して調査等を実施するものとする。 （中 略） （是正措置等）</p> <p>第11条 担当理事は、本調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、事務本部の各部等又は当該本調査の対象部局の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下この条及び第16条において同じ。）に対し、是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じることを直ちに命じるものとする。</p> <p>2 事務本部の各部等又は当該本調査の対象部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当理事に報告するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 担当理事は、必要に応じて、第2項の規定により講じた是正措置等が適切に機能していることを確認し、適切に機能していない場合には事務本部の各部等又は当該本調査の対象部局の長に対し是正措置等を講じることを改めて命じるものとする。 （中 略） （不利益取扱いの禁止）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 第12条の2若しくは第13条の規定に違反した事実又は前条の規定により禁止している解雇若しくは前項の規定により禁止している不利益な取扱いの事実が判明した場合は、担当理事は、適切な救済及び回復の措置を講じ、又は事務本部の各部等若しくは当該公益通報等の対象部局の長に対し適切な救済及び回復の措置を命じるものとする。 （後 略）</p>	<p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については総合研究推進本部、教育改革戦略本部若しくは成長戦略本部若しくは事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFO オフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室若しくは事務改革推進室（以下「各本部及び事務本部の各部等」という。）又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については各本部及び事務本部の各部等に行わせるものとする。</p> <p>4 調査等を実施する各本部及び事務本部の各部等は、当該調査等の対象部局等と連携して調査等を実施するものとする。 （是正措置等）</p> <p>第11条 担当理事は、本調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、各本部及び事務本部の各部等又は当該本調査の対象部局の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下この条及び第16条において同じ。）に対し、是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じることを直ちに命じるものとする。</p> <p>2 各本部及び事務本部の各部等又は当該本調査の対象部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当理事に報告するものとする。</p> <p>3 （同 左）</p> <p>4 担当理事は、必要に応じて、第2項の規定により講じた是正措置等が適切に機能していることを確認し、適切に機能していない場合には各本部及び事務本部の各部等又は当該本調査の対象部局の長に対し是正措置等を講じることを改めて命じるものとする。 （不利益取扱いの禁止）</p> <p>第16条 （同 左）</p> <p>2 第12条の2若しくは第13条の規定に違反した事実又は前条の規定により禁止している解雇若しくは前項の規定により禁止している不利益な取扱いの事実が判明した場合は、担当理事は、適切な救済及び回復の措置を講じ、又は各本部及び事務本部の各部等若しくは当該公益通報等の対象部局の長に対し適切な救済及び回復の措置を命じるものとする。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)</p> <p>(前略) (申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあっては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあっては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>公正調査監査室</u>、<u>監事支援室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部</u>をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略) (後略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあっては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあっては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部、<u>総長オフィス</u>、<u>プロボストオフィス</u>、<u>CFO オフィス</u>、<u>広報室</u>、<u>インスティテューショナル・リサーチ室</u>、<u>国際交流室</u>、<u>監事支援室</u>、<u>不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部</u>をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち</p>

改正前	改正後
<p>館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3・4 (略) (中略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、<u>総合研究推進本部、環境安全保健機構、情報環境機構、成長戦略本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センター</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2 } 3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>4・5 (略) (中略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究</p>	<p>図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3・4 (同左) (受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部、<u>総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部にあっては当該組織において当該事務を処理する組織（京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、当該組織の長が定めるものをいう。）</u>）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左) 2 } 3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>4・5 (同左) (受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究</p>

改正前	改正後
<p>に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、<u>総合研究推進本部</u>、環境安全保健機構、情報環境機構、<u>成長戦略本部</u>及び国際戦略本部並びに<u>高大接続・入試センター</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学臨床研究等取扱規程 （平成30年達示第36号）</p> <p>（前 略） （定義）</p> <p>第2条 2～8</p> <p>9 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>10 （略） （中 略） （受入れの決定の通知）</p> <p>第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の臨床研究等に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所にあっては複合原子力科学研究所事務部、医学部附属病院にあっては臨床研究等の内容に応じて医学・病院構内共通事務部又は医学部附属病院事務部、<u>総合研究推進本部</u>にあっては研究推進部、環境安全保健機構にあっては施設部、<u>成長戦略本部</u>にあっては<u>渉外・産官学連携部</u>）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p>	<p>に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部、<u>総合研究推進本部</u>、<u>教育改革戦略本部</u>及び<u>成長戦略本部</u>にあっては当該組織において当該事務を処理する組織（<u>京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、当該組織の長が定めるものをいう。</u>））の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 2～8 } （同 左）</p> <p>9 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>10 （同 左） （受入れの決定の通知）</p> <p>第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の臨床研究等に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所にあっては複合原子力科学研究所事務部、医学部附属病院にあっては臨床研究等の内容に応じて医学・病院構内共通事務部又は医学部附属病院事務部、環境安全保健機構にあっては施設部、<u>総合研究推進本部</u>、<u>教育改革戦略本部</u>及び<u>成長戦略本部</u>にあっては当該組織において当該事務を処理する組織（<u>京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、当該組織の長が定</u></p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学術指導取扱規程 (平成26年達示第34号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>3・4 (略) (中 略) (実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、総合研究推進本部、環境安全保健機構、情報環境機構、成長戦略本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程 (平成26年達示第59号)</p> <p>(前 略)</p>	<p><u>めるものをいう。)</u>の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部、<u>総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部にあっては当該組織において当該事務を処理する組織（京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、当該組織の長が定めるものをいう。）</u>の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2～5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。 （中略） （研究公正委員会）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総括者</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) 研究所長</p> <p>(5) センター長のうちから総長が指名する者若干名</p> <p>(6) <u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(7) <u>総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 1名</u></p> <p>(8) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>2～5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。 （研究公正委員会）</p> <p>第8条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) } (同左)</p> <p>(3) } (同左)</p> <p>(4) } (同左)</p> <p>(5) } (同左)</p> <p>(6) <u>総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 1名</u></p> <p>(7) <u>学務部長</u></p> <p>(8) } (同左)</p> <p>3～6 }</p> <p>附 則（令和7年達示第24号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>